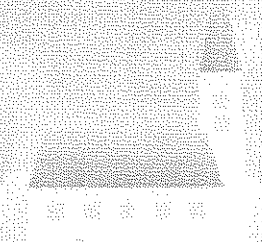


行田市の 子育て支援施策について

平成27年7月30日(木)

平成27年度第1回行田市子ども・子育て会議



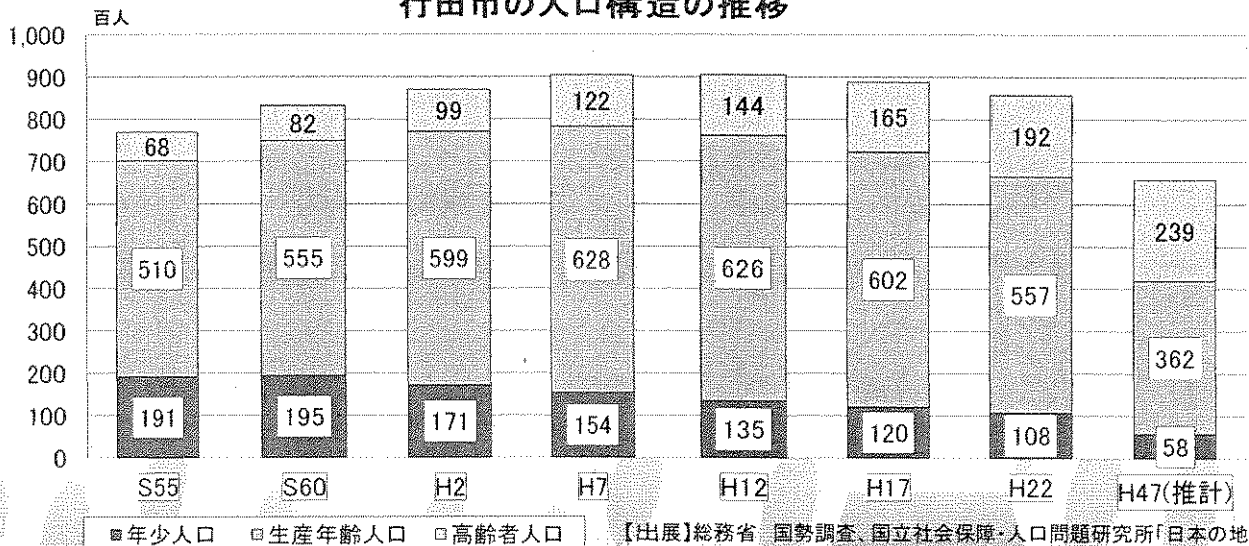
少子化を取り巻く状況

変わってきた人口構造

平成7年をピークに

- ・年々人口が減少
- ・人口に占める生産年齢割合と年少人口割合が減少し、高齢者人口割合が増加

行田市の人口構造の推移



行田市子ども・子育て会議

3

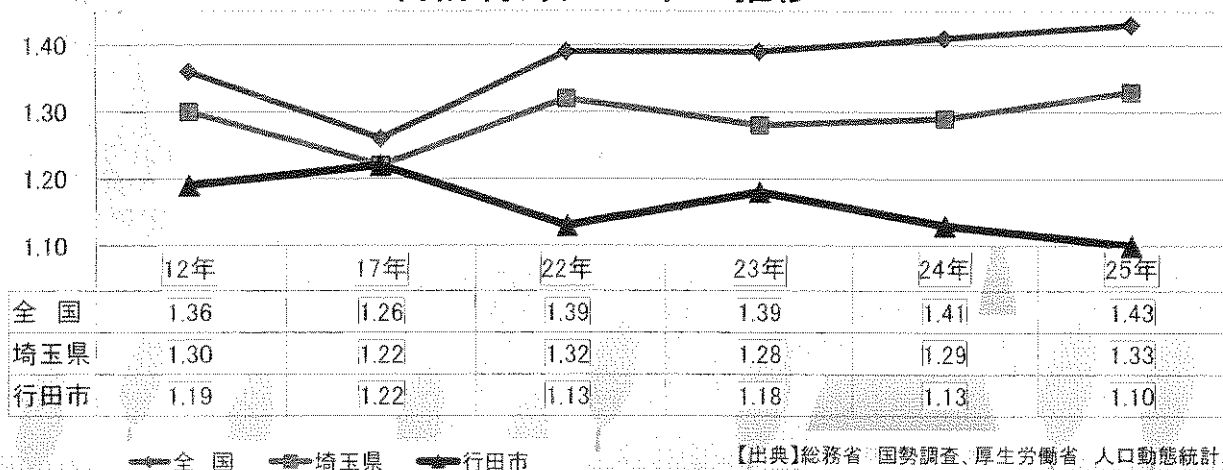
合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは…

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当します。

子どもの出生数や率は、出産可能な年齢の女性の数が多ければ、女性一人当たりで生む子どもの数が減っている場合でも、増加することがあるように人口構成の影響を受けますが、合計特殊出生率では、このような影響を排除して比較できます。

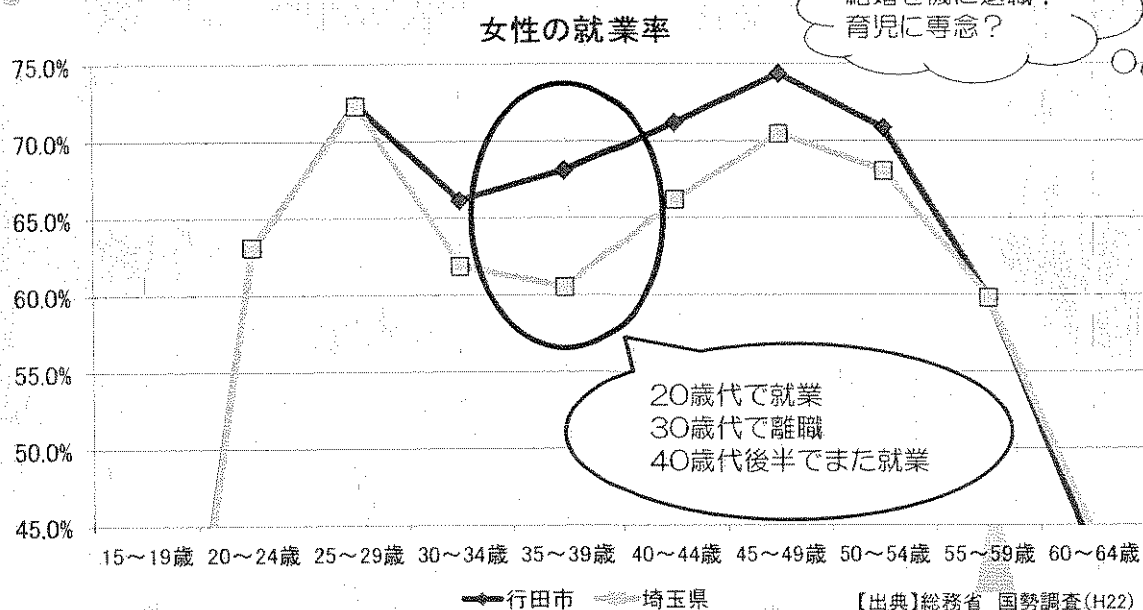
合計特殊出生率の推移



行田市子ども・子育て会議

4

女性の30歳代での離職傾向が高い



行田市子ども・子育て会議

5

行田市には、こんな傾向も...

3世代同居の割合は
10.6%
(県内18位/64市町村)

核家族の割合は
64.1%
(県内28位/64市町村)

**3世代同居が他の地域と
比べて割と多い。
通勤先も近い傾向。**

県内で
従業・通学している人の
割合は 56.6%
(県内13位/64市町村)

県外で従業・通学
している人の割合は
6.8%
(県内49位/64市町村)

単独世帯の割合は
20.9%
(県内44位/64市町村)

行田市子ども・子育て会議

6



行田市の子育て支援

行田市子ども・子育て会議

7



古代から未来へ 夢をつなぐまち ぎょうだ ～第5次行田市総合振興計画～

行田市のまちづくりの基本的な考え方を示した基本理念と、それに基づいた将来像を定めた計画。

・計画期間：平成23年度～平成32年度の10年間

《将来像》

古代から未来へ 夢をつなぐまち ぎょうだ

《まちづくりの基本理念》

ひとの元気・地域の元気・まちの元気

8つの大綱

やすらぎ
保健・福祉・医療

快適
都市基盤

うるおい
環境

にぎわい
産業・経済・観光

安心・安全
危機管理

はぐくみ
教育・文化・芸術

ふれあい
コミュニティ

信頼
行財政運営

行田市子ども・子育て会議

8



子どもと親が笑顔で安心してくらせるまち めうだ

～行田市子ども・子育て支援事業計画～

行田市における子ども・子育て支援を計画的に推進していくために、平成26年度に行田市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

- ・計画期間：平成27年度～平成31年度の5年間
- ・主な計画の内容：就学前児童の教育や保育等に関する計画期間における量の見込みとその確保方策
次世代育成支援のための取り組み

《基本理念》

子どもと親が笑顔で安心してくらせるまち めうだ

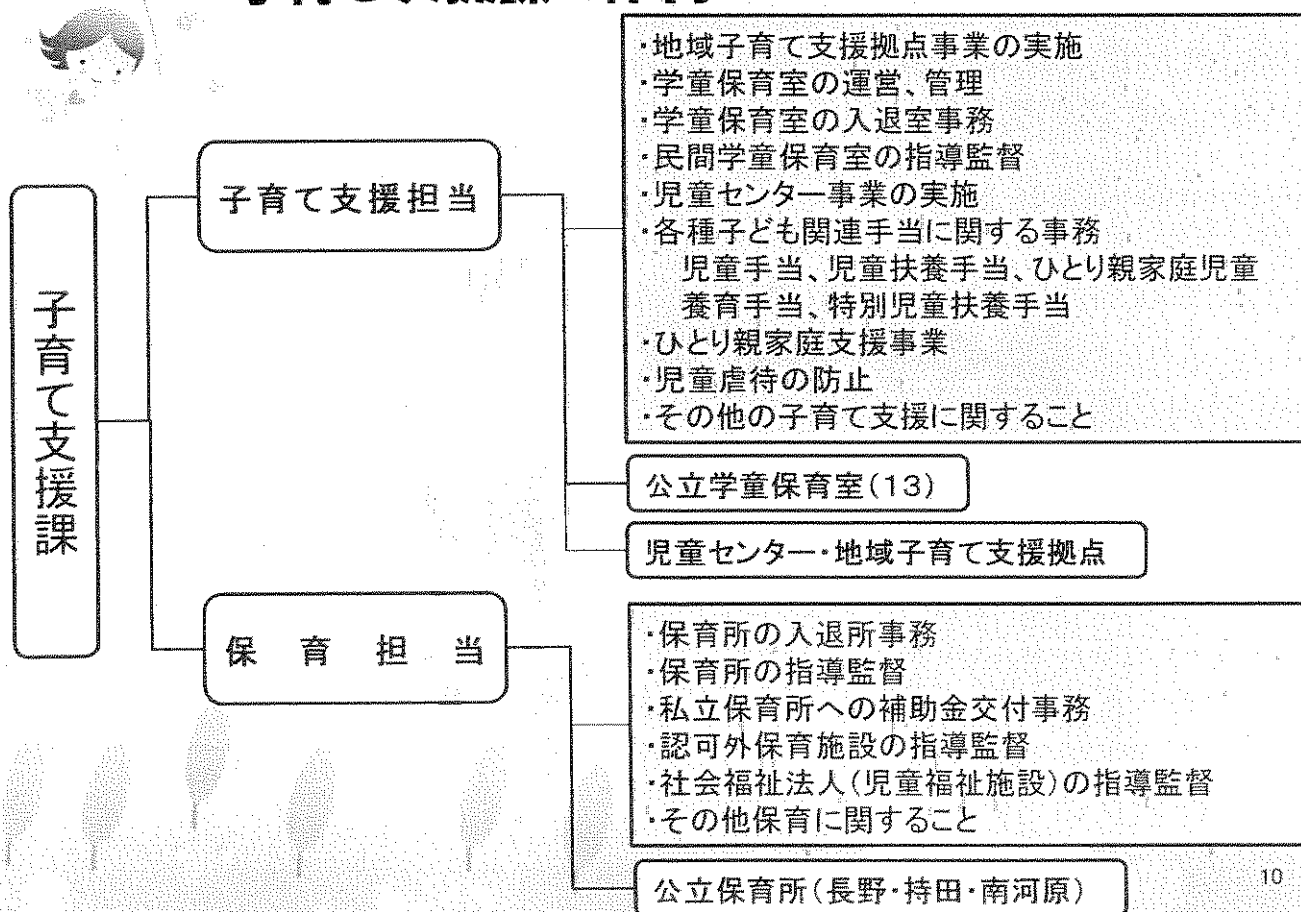
《基本的視点》

- ①子どもの視点を大切にし、健やかな成長と社会性の向上や自立を支援します。
- ②子育てや子どもの成長によろこびや生きがいを実感できるよう支援します。
- ③地域で、子育て家庭を支えあえるよう支援します。

行田市子ども・子育て会議

9

子育て支援課の体制



10



行田市では、
こんな支援メニュー
を用意しています★

行田市の子育て支援メニュー

働く子育て家庭を応援！

放課後児童健全
育成対策事業

保育事業

病児・病後児
保育事業

学童保育室
送迎支援事業

ショートステイ・
トワイライトステイ事業

ファミリー・サポート・
センター事業

子育て家庭への経済的な支援

子育て世帯定住
促進奨励金事業

浮き城のまち・
子育てジョイ・ハピ-事業

パパ・ママ応援ショップ
優待制度

児童手当

ひとり親家庭向け
の各種手当

こども医療費

子育て家庭の外出を支援

パパ・ママ応援ショップ
優待制度

赤ちゃんの駅

浮き城のまち・
子育てジョイ事業

地域子育て支援
拠点事業

子育ての悩みにも耳を傾けます

家庭児童相談室

地域子育て支援拠点事業
・相談事業
・子育て応援訪問事業

行田市子ども・子育て会議

11



働く子育て家庭を応援！



安心して働くことができるように…

～保育所等での保育～

保護者の就労等により、家庭での保育が行えない場合に、保育所等で児童の保育を行っています。施設や職員の配置基準などに適合し、県の認可を受けた「認可保育所」と市の認可を受けた「地域型保育事業所」、いずれの認可も受けていない「認可外保育施設」に分けられます。

保育所へ子どもを預けたくても保育所が満員で入所できない「待機児童」が全国で課題となっていますが、本市では平成19年度以来、「待機児童ゼロ」を維持しています。

《認可保育所》

- ・施設数：公立 3保育所、私立 9保育所 合計 12保育所
- ・認可定員数：1,160名

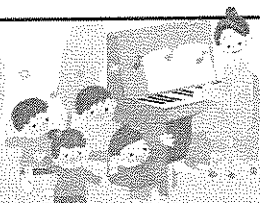
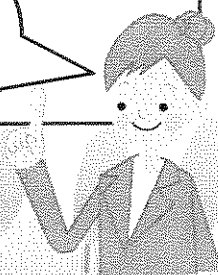
《地域型保育事業所》 **NEW!**

- ・施設数：2事業所（たけのこ保育室、長澤家庭保育室）
- ・利用定員数：15名

《認可外保育施設》

- ・家庭保育室：1施設（あゆみ保育園）
- ・認可外保育施設：1施設（はっぴータイム）
- ・企業内保育施設：4施設

働く保護者の様々な保育ニーズに対応するため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、新たに「地域型保育」が誕生しました。



急な保育ニーズにも対応！①

緊急事態発生！

子どもが熱を出してしまったけど、どうしても仕事が休めない！
母親が入院することになって、昼間子どもの世話ができない！
…というような場合でも安心です。

～病児・病後児保育～

小学校3年生までの児童が病気の「回復期」又は「回復期に至らない場合」であって、保護者の就労等により家庭における育児が困難な場合に病児・病後児保育所で保育を行います。

- ・施設数：1か所
げんきキッズ
- ・保育時間：月曜～金曜 8時～16時
- ・利用料：2,000円
生活保護世帯は、無料

～一時預かり事業～

冠婚葬祭や急病など、保護者の急な事情で子どもの保育をできなくなった場合に、一時的に保育所などでお子さんの保育を行います。

- ・実施施設：2か所
太井保育園
和光保育園
- ・対象：6週間～就学前の児童
- ・利用料：施設により異なります。



急な保育ニーズにも対応！②

緊急事態発生！

子どもが熱を出してしまったけど、どうしても仕事が休めない！
母親が入院することになって、昼間子どもの世話ができない！
…というような場合でも安心です。

～ショートステイ事業～

保護者が疾病等で家庭での児童の養育が困難な場合に施設で一時的にお預かりします。

- ・実施施設：2か所
[2歳未満児]長澤家庭保育室
[2歳以上児]ケヤキホーム
- ・対象児童：6週間～18歳未満の児童
- ・利用時間：午前～午後にかけて
又は宿泊
- ・利用期間：原則7日以内（延長可）
- ・利用料金：2歳未満児 9,000円
2歳以上児 4,650円

～トワイライトステイ事業～

保護者が残業等で、家庭での児童の養育が困難になった場合に施設で生活指導や夕食を提供します。

- ・実施施設：2か所
[2歳未満児]長澤家庭保育室
[2歳以上児]ケヤキホーム
- ・対象児童：6週間～18歳未満の児童
- ・利用時間：児童の降園
又は下校時～午後10時まで
- ・利用期間：原則6ヶ月以内（延長可）
- ・利用料金：2歳未満児 2,100円
2歳以上児 750円



子育てを支援したい人とされたい人の支え合い

～ファミリー・サポート・センター事業～

育児の援助をしてくれる方（協力会員）及び育児の援助を受けたい方（依頼会員）による、会員間の育児の相互援助活動を支援しています。

- ・援助内容 送迎、一時預かり など
- ・援助時間 午前7時から午後7時まで
- ・費用負担 月曜～金曜の援助時間内 350円/30分（別途、手数料100円）
援助時間外 400円/30分

ファミリー・サポート・センターは、支援したい人と支援されたい人の橋渡し役！

お願いします！

①申込み

依頼会員

行田市ファミリー・サポート・センター

②依頼

③事前打ち合わせ

協力会員

④援助活動

お任せください！

放課後の子どもの居場所づくり

～学童保育室と送迎支援事業～

就労等で保護者が放課後家庭にいない小学生を放課後に学童保育室で保育をしています。

- ・対象年齢：小学生（1年生～6年生）
- ・施設数：公立 13か所、私立 1か所
※現在、南小学校内に新たな学童保育室を整備中（平成28年4月開室予定）
- ・総定員：660名
- ・保育時間：学校の授業日⇒放課後～午後7時まで
学校の休日、長期休業期間中⇒午前7時30分～午後7時まで

でも、学童保育室
に入室できなかったら？

希望する学童保育室が満員で入室できない場合
や学区域内に学童保育室がない小学校に通学して
いる場合は、定員に空きがある他の学童保育室に
入室いただき、市の費用で学童保育室まで送り届
ける「学童保育室送迎支援事業」を実施していま
す。

子育て家庭への経済的な支援



行田市では、子育て家庭向けに
こんな特典をご用意！

浮き城のまち 子育てジョイ事業

小学生までの子どもを連れた家族が
市内の協賛店舗・施設を利用すると、
様々な特典が受けられる制度です。

協賛店では、協賛ステッカーを掲示
しています。

・協賛店舗数(H27.6月末現在)

81店舗

浮き城のまち 子育てジョイ・ハッピー事業～

第3子以降のお子さんの誕生を祝して、お祝い品
として18,000円相当の「子育てハッピー券」を
贈呈します。

ハッピー券は、市内の協賛店舗で様々なハッピー
セット（お祝い品）と交換していただけます。

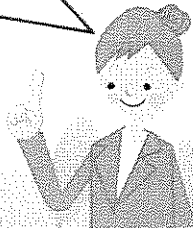
協賛店では、協賛ステッカーを掲示しています。

・協賛店舗数(H27.6月末現在) 20店舗

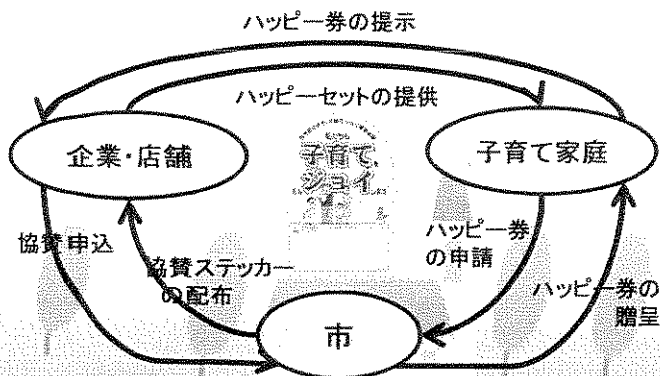


子育てジョイ
の協賛店には
このステッカ
ーが目印！
協賛店は、
市のHPでも
検索できま

http://www.city.gyoda.lg.jp/14/08/10/kodomo/kosodate_joy.html



行田市子ども・子育て会議



19



児童手当と子ども医療費の助成制度

～児童手当～

子育て家庭の生活安定のため、中学校卒業
までの児童を養育している方へ支給する手当
です。

・支給月：6月、10月、2月

*手当の支給には、所得制限があります。

【支給額】

児童の年齢	一人当たりの給付月額
3歳未満	15,000円
3歳以上、 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

～子ども医療費助成制度～

中学校修了までの子どもの医療費の一部負担金
を助成します。

《行田市内、熊谷市内の医療機関》

子ども医療費受給者証を提示すれば、窓口での
支払いは不要。（一人当たりの一医療機関での支
払額が21,000円/月となった場合や受給資格証
の提示がない場合は支払いが必要です。）

《熊谷市以外の市外の医療機関》

医療機関の窓口で医療費を支払後に市へ申請い
ただくと保険診療分医療費を助成します。

【所管課：保険年金課】

～ひとり親家庭等医療費助成～

母子家庭、父子家庭、養育者家庭、父または母
に障害がある家庭の親と18歳未満の児童（障害
児の場合は20歳未満）にかかる医療費の一部負
担金を助成します。

【所管課：保険年金課】

*助成には、所得制限があります。



ひとり親家庭向けの支援①

～児童扶養手当～

①父母の離婚や死亡などによるひとり親家庭、
②父または母に一定の障害がある家庭、
③父母のいない子どもを養育している家庭で、
18歳未満の子どもを養育している保護者等へ支給する手当です。

・支給月：8月、12月、4月

＊手当の受給には、所得制限があります。

【支給額】

扶養児童数	一人当たりの給付月額
1人	42,000円～9,910円(所得に応じて)
2人	第2子の加算額 5,000円
3人	第3子以降の加算額 3,000円

～ひとり親家庭等児童養育手当～

父もしくは母または父母の双方が欠けている義務教育(小学校・中学校)就学中の児童を養育している保護者等へ支給する手当です。

・支給月：7月、11月、3月

＊手当の受給には、所得制限があります。

【支給額】

支給要件	一人当たりの給付月額
父母のいずれか又は双方が死亡	6,000円
父母の離婚又は母が婚姻によらずに出産	3,000円



子育て世帯の定住化を推進します！

～行田市子育て世帯定住促進奨励金事業～

活力に満ちた元気なまちを維持していくため、経済的にも負担の大きい子育て世帯の住宅取得を支援する「行田市子育て世帯定住促進奨励金」制度があります。【所管課：企画政策課】

- ・対象世帯：①中学生以下の子を養育する世帯
②出産予定の方がいる世帯(申請時点で妊娠22週間以降の方)

- ・対象住宅：①一戸建て住宅
②店舗等の併用住宅(ただし、住宅部分が1/2以上であること)
③マンション等の集合住宅
※マンション等の集合住宅や中古住宅の場合は、「転入者住宅取得奨励金」のみ該当。

名称	対象	住宅	助成額 (1,000円未満切捨て)
市内事業者施工奨励金	子育て世帯	市内事業者の施工による住宅 (集合住宅および中古住宅を除く)	住宅取得価格(税抜き)の5% ＊交付限度額20万円
転入者住宅取得奨励金	市外から転入し、 1年以内の子育て世帯	新築または購入した住宅 (集合住宅および中古住宅を含む)	住宅取得価格(税抜き)の5% ＊交付限度額40万円

※「転入者」とは…すべての世帯員が、1年以上、市外に居住していた世帯
※奨励金の一部(10万円を上限)を市内共通商品券で交付



子育て家庭の外出を支援！

行田市子ども・子育て会議

23



お出かけ先で、どんどん使えます！

～パパ・ママ応援ショップ優待制度～

妊娠中の方や中学校修了までの子どもがいる世帯に配布している「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を協賛店で提示すると、様々な特典が受けられる子育て家庭向けの優待制度

- ・協賛店舗数（H27.6月30日現在）
218店舗（全20,275店舗）

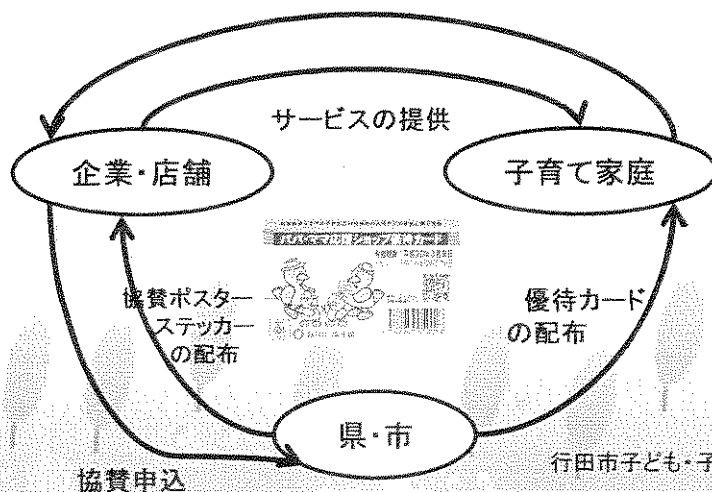
～赤ちゃんの駅設置事業～

「赤ちゃんの駅」とは、誰でもおむつ交換や授乳が出来る施設・店舗の愛称です。

登録施設・店舗は、パパ・ママ応援ショップの協賛店と一体で検索することができます。

- ・登録施設数（H27.6月30日現在）
72施設（全5,850施設）

優待カードの提示



このステッカーが目印！

24



子育ての悩みにも耳を傾けます！



子育てや子どもの悩みの相談を受け付けます

～家庭児童相談室～

子育ての悩みや子どもの発達上の問題、不登校や非行などについて、家庭児童相談員が相談に乗っています。

どこへ相談しに行けばいいの
かしら？

相談室は、市役所の子育て支援課内にあります。

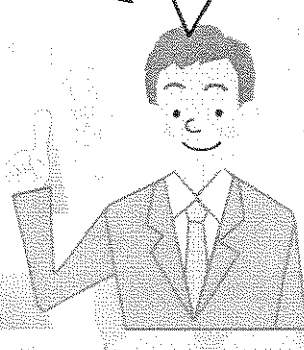
面談相談のほか、電話相談もお受けしています。

相談内容の秘密は守られますので、ご安心ください。

一人で悩まないで、まずは相談を！

- ・相談時間：
月～金曜日 8:30～12:00
13:00～16:00
- ・電話番号：556-1111 内線268

地域子育て
支援拠点でも
子育て相談に
乗っています
よ！





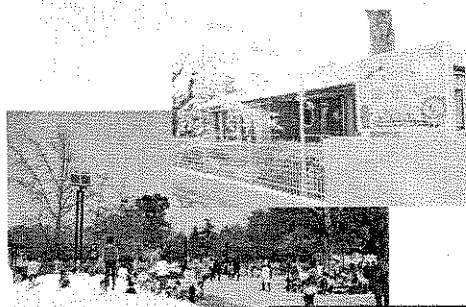
子どもと気軽に遊べて情報交換もできる！

～地域子育て支援拠点～

就学前の子どもの子育て中の親子が気軽に自由に遊べる場、同じように遊びに来ている親子と情報交換したり子育てに関する講座が開催されたり子育てに関する相談にも乗ってもらえる場所…それが地域子育て支援拠点です。

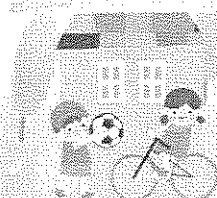
市内には、週5日以上開設している「子育て支援センター」と週3日開設している「つどいの広場」があります。

子育て支援センター：2か所 つどいの広場：5か所

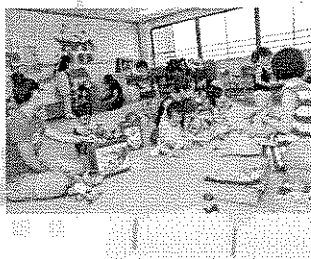
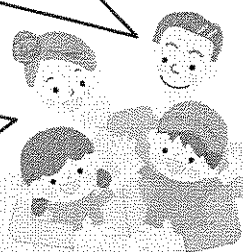


平成26年4月には、水城公園内に公園を併設した珍しいタイプの子育て支援拠点「きっすプラザ あおい」がオープン！

屋内活動だけでなく、小さい子どもが安心して屋外で遊べる場所ができたため毎日大勢の親子でにぎわっています。



平成27年5月からは、子育ての悩みを抱えているものの小さな子どもがいてなかなか外出できない方などの自宅を相談員が訪問して相談にのる「子育て応援訪問事業」を開始しました。 **New!**



25

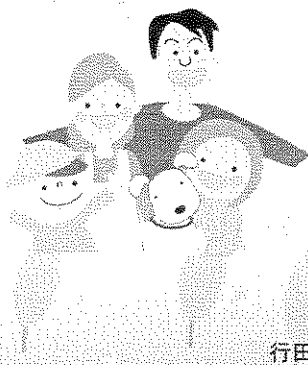
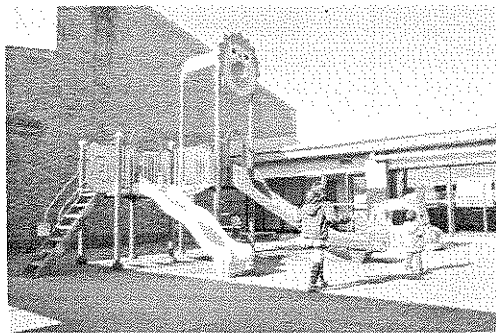


子どもが自由に遊べる場所

～児童センター～

児童館は、18歳未満の子どもなら誰でも自由に遊べる施設です。市民の憩いの場である水城公園の北のコミュニティセンター3階にあります。児童センターでは、定期的に子どもが楽しめる講座が開かれています。

・開館時間：午前10時～午後5時



地域みんなで防ごう！児童虐待

～児童虐待には、次の4つのタイプがあります～

① 身体的虐待

児童の身体に傷、痣が残る、または残る恐れのある暴行を加える。殴る、蹴る、突き飛ばすなどの暴行。

② 精神的虐待（心理的虐待）

児童に著しい心理的外傷を与える言葉の暴力、メールを送る、一方的に叱る、無視するなど。

③ 性的虐待

児童にわいせつな行為をする、あるいは性的対象にしたり、わいせつな映像や画像をみせること。

④ 養育保護の怠慢・放棄（ネグレクト）

食事を与えない、長時間放置、病気になっても病院に受診させない、下着や衣類を不潔なままにしておく、家や車内に置き去り、学校に通わせないなど。

＜虐待かな？と思ったら、行田市虐待防止ホットラインへご連絡を！＞

相談を受け付けるとともに、受付後48時間以内に児童の安全確認を行います。

行田市虐待防止ホットライン（フリーダイヤル24時間）
0120-556-212

行田市子ども・子育て会議



29

虐待が疑われる事案には 地域で連携して対策を講じています

～行田市要保護児童対策地域協議会～

児童虐待を受けている、または虐待が疑われる児童について、市や児童相談所、警察、学校、保育所、幼稚園、主任児童委員、民生児童委員など関係機関が有している情報を共有し、虐待を防止するための支援や連携について「行田市要保護児童対策地域協議会」で協議しています。

主任児童委員、民生児童委員の方には、会議で得た情報をもとに「見守り」をお願いしています。

※「見守り」とは・・・

地域における対象家庭の様子（子どもの泣き声が聞こえる、日常的に大人の怒鳴り声が聞こえ、子どもが泣いている、不自然な傷や痣がある、母子家庭に不審な男性が出入りしているなど）があるかどうかについて見守っていただくことです。

その家庭への家庭訪問や、直接電話をかけることなどは行わず、様子を外から見守っていただきます。

行田市子ども・子育て会議

30



子育てに関する問い合わせ先

行田市役所 TEL:048-556-1111(代表)

～保育所等に関すること～

★子育て支援課 保育担当(内線263)

～学童保育室に関すること～

★子育て支援課 子育て支援担当(内線262)

～子育て支援全般に関すること～

★行田市子育て総合支援窓口

TEL:048-556-2011(月～金曜日/8:30～17:15)

★子育て支援課 子育て支援担当(内線262)

～家庭や児童全般に関する相談～

★家庭児童相談室(内線268)

～児童虐待に関すること～

★子育て支援課 子育て支援担当(内線292)

★埼玉県熊谷児童相談所(月～金曜日/8:30～18:15)

TEL:048-521-4152

★埼玉県休日夜間虐待通報ダイヤル

TEL:048-779-1154(24時間対応)



ご清聴ありがとうございました!

